

## 平成 28 年度 第 3 回仙台市景観総合審議会 議事録

日 時 平成 28 年 11 月 7 日 (月) 午後 2 : 00 ~ 3 : 30  
会 場 仙台市役所本庁舎 2 階 第 5 委員会室  
出席委員 今野 薫委員、杉山 朗子委員、杼窪 昌之委員、馬場 たまき委員、  
堀 繁委員、吉川 由美委員、涌井 史郎委員、渡辺 博委員  
仙 台 市 都市整備局長、計画部長、総務課長  
事 務 局 都市整備局計画部都市景観課

### 1. 開会

- 涌井会長 ・ 近年では、公共ストックとはいったい何かという議論が非常に盛んになってきているところでございます。都市について言えば、公園はいったい誰のものなのかという原点に立ち返り、自治体が都市公園のために経費を割けない中で、どのように都市経営を行っていくかが問われています。そこでは、規制強化だけではなく、よりよい公民連携をしながら、いかに住民に濃密なサービスを提供していくのかという議論が盛んになっており、都市公園法についても大胆な公民連携を進めていくことが目論まれている状況でございます。
- ・ 公園や温泉地を魅力あるものにしようとするときに、良質な景観を形成していくことについては考えるのですが、一方で、屋外広告物をどうするか、前向きに屋外広告物を捉えていくということに勝機があるのではないかという議論は、まだ不足しているように思います。
  - ・ この 2、3 年は、景観行政と屋外広告物についてのポジティブな議論がかなり集約された、一つの転換点になると思っており、そうした中で本日こうした議論が出るのは、非常に意義が深いと感じているところでございます。
  - ・ 今回の議事録署名人は、吉川委員にお願いしたいと思っております。

### 2. 議事 屋外広告物に関する基準等の見直しについて

事務局 ・ 説明

- 涌井会長 ・ ご説明の中にあつた、禁止地域とされている自然公園の中の「温泉地」という表現について、自然公園法で言えば「集団施設地区」という言葉がありますが、ここでいう「温泉地」とはどのような定義によるのですか。

- ・泉中央地区が指定を受けた国家戦略特区について、緩和等の規定に、広告物に関する事項は含まれていなかったのでしょうか。

都市景観課長 ・自然公園の中の温泉地については、自然公園法において普通地域とされており、景観計画における「行楽地ゾーン」でもある作並温泉のみを想定しています。

景観係長 ・国家戦略特区については、道路占用に関しては特例という形を受けており、屋外広告物にもそれが適用されますが、屋外広告物条例に関しては特例等の措置が設けられておらず、従来どおり禁止物件の規定が適用されることから、今回のように条例上の特例許可などを想定することとしています。

涌井会長 ・説明は分かったのですが、ではなぜ「温泉地」という一般的な表現にしたのですか。一方では「泉中央」ということで場所を特定しているのに対し、この「温泉地」という表現は、いたずらに温泉地の方々に期待を持たせることになりはしないでしょうか。

都市景観課長 ・実際にはエリアを特定しておりますので、「温泉地」よりも「作並温泉」という限定した表現に改めたいと思います。

涌井会長 ・一般の温泉地についてもそうなのかという誤解を招きかねないと思うので、その方がよろしいと思います。

堀委員 ・禁止地域から許可地域への移行というのが今日の話のメインだと思いましたが、「禁止」と「許可」というのは、実は両方とも規制型であって、ここは一切やってはいけないというのが「禁止」で、一定要件を満たすと制限を解除するのが「許可」になりますから、大きく括ると、どちらも規制地域と言えます。ですから「誘導」をやりましょうと前回も申し上げたのですが、今日出てきた外形的な話の中では、規制緩和と見られても仕方のないような形なので、もう少し表現には工夫が必要だと思います。私は今回の場合は、「誘導地域」という概念を入れるべきだったと思います。

- ・泉中央のあの壁であれば、私が頭に浮かぶは、地域の紹介や提案、もてなしみたいなものがあって、その中に企業の広告が組み込まれているというコラボ型のイメージです。ですからそれは、企業側が出す広告では

なくて、むしろ地域が広告を提案して、その提案に乗る企業が増えてくるというイメージであって、もはや規制型ではないのです。

- ・単に「禁止」から「許可」に移行ということだと、どうしても「規制」のイメージがつきまとい、おそらく市で考えていることもそうではないと思うのですが、今日はそれがうまく表現されていないので、少しわかりにくく感じます。
- ・今回は、泉区や仙台市の紹介、PRや、仙台のイベント的な広告でよいと思います。そこに企業が加わって、企業の商品名が載っているのですとか、そういった今までと全く違うやり方をしないと、単に規制がゆるくなっただけに終わってしまうので、もう少しまい説明やアイデアが必要だと思います。

都市景観課長

- ・禁止地域を許可地域に変えていくというお話については、条例の組み立て上は、「そのような地域を指定することができる」ということだけを加えることを考えております。ただし指定する場合は、告示行為によって初めて効力が発揮されることになっていまして、その告示をどのタイミングで行うのかということにつきましては、都市公園であれば、公園を使う側と、どのような広告にした方がよいのか、より望ましい公園のあり方ということについて協議した上で、例えば協定などが締結され、ルールが設けられた段階で指定に踏み切りたいと考えています。
- ・泉中央につきましては、禁止物件でなければ、許可申請を出されれば許可せざるを得ないということであって、そこで変な掲出の仕方をされてしまうと、せっかく作った空間が台無しになってしまいかねないわけですから、そこについては地元の協議会が、どのような掲出の仕方したらより効果的なのか、又は魅力を感じられるのかということ、社会実験を繰り返し、いろいろな方々からご意見を聞きながら、どういった方向が一番よいのかということを見出していきたいと考えております。

涌井会長

- ・今のお答えは、手続き論と、予測される課題にどう対応していくのかという話としてはよく理解できるのですけれども、仙台市の景観行政として、どのようなコンセプトで臨むのかという今の堀委員の問いかけに対する答えとしては、たぶん不十分ではないかと思えます。
- ・規制緩和の方向は必ずしも否定していないわけですが、どうせであればこの機会に、どのように公益に資するのかという観点と、なんのためにそれをやるのかというところに議論の焦点が合っていた方が、将来のことを考えたときに非常に意味があるのではないかという問いかけだと思います。

います。要するに、仙台市の屋外広告物行政としてのコンセプトをどのようにするのかという話だと思っております。

- 都市整備局長
- ・昨年度には、「誘導」と「協働」が重要な要素であるとの意見を頂いておりまして、この組み合わせが創造的な屋外広告物を生み出していくのだろうと思っております。その部分の表現が今日の段階ではうまくできておりませんが、我々が目指そうとしているものと堀委員のお考えは、共通だという認識でございます。
  - ・我々としても今後様々なエリアで、実験や議論を重ねながら、提案型、誘導型に近づけていくことに鋭意に取り組んでいかなくてはならないと考えています。
  - ・民間の方々とのコラボをいかにしていくのか、共通認識をいかに作っていくかというところで、まずはスタートを切るという意味で、今回の内容をご紹介させていただきました。
- 涌井会長
- ・公民連携の動機は、行政コストの削減のために民間にそれを委ねるということではなくて、よりよい公共ストックを民間の皆さんに愛していただき、地域のブランドの価値を上げていくことにあるべきです。そのときにこの景観行政が極めて重要な役割を果たすという認識をみんなが持つことがとても大切だということが堀委員のご意見であり、みなさんの想いだらうと思います。
  - ・現状から一步前に踏み出すために条例改正をし、社会実験その他を続けながら、公民連携と「規制」「誘導」「協働」という3つのファクトをどう対応させていくのかということを決めていくというお話だと受け止めました。
  - ・条例改正案は、景観総合審議会には参考に示していただけるのでしょうか。
- 都市景観課長
- ・条例改正につきましては、法制手続専門の部署による審査がありまして、それがおそらく第1回定例会の前ぐらいまでかかるのではないかと思います。
- 杼窪委員
- ・行政と地元の方とでコラボしていくことは良いことだと思うのですが、その際には安全基準についても忘れてはならないと思います。安全性の確保のためには、広告主及び広告主から依頼を受けた施工業者に加え、

これらと利害関係のない第三者の立場にいる業者を参加させることが効果的ではないかと思いました。

都市景観課長 ・宮城県屋外広告美術協同組合と東北ネオン電気事業協同組合という地元の2つの団体と、今年の5月に意見交換をしておりますが、今回の審議会の議を経た後には、改めて安全点検のあり方などについて意見交換を行う予定でありますので、そういった方々のご意見も参考としながら、最終的な取りまとめを行っていききたいと思います。

杉山委員 ・学校、図書館、博物館などの公共施設を許可地域へ移行する点について、質問です。このときに私が思い出すのが、上野公園で施設の法人化が進んだときに、それぞれの施設の立て看板が乱立し始めたことがあって、それがあまりに進んだものですから、ポスター掲示のための施設が入口に整備されるようになりました。

・今回の泉中央における社会実験においても、デザイン表現のルール化や、掲示物の集約化のための施設の設置とその工夫、また施設を設置する際の補助などの取組みについて、どのようにお考えか教えていただきたいと思っています。

都市景観課長 ・泉中央においては、設置する場所について、予め地元の協議会の方と、設置の方法も含めて協議させていただいています。これも何度か試行錯誤を繰り返しながら、良いあり方を検討していきたいと思っています。

・公共施設につきましては、今後の協議による形にはなりますが、掲示板などの施設を設置した方がよいのか、それともまた別の方法がよいのかということ、施設や公園の管理者の方々と話し合いをしていながら、一定程度仙台市からも意見を述べさせていただきたいと考えております。

涌井会長 ・具体的な例としては、都市公園があって、その隣に公益法人が運営する美術館や博物館がある場合が考えられます。そこで、我々がよく「ふんどし」と呼ぶ、派手な色に大きい白抜きが施された長大な幔幕が上から垂れ下げられることがあって、それが非常に景観阻害となる場合があります。

・個々の敷地における議論に留まらず、眺望性を考慮して、このような場合にはどのように対応していくのかということ、予め具体的に議論しておく必要があると思います。また、掲示物自体のあり方を検討することも重要だと思います。

杉山委員 ・設置するときに費用がかかることが困るといときには、行政からの補助などの仕組みも少しはあった方がよいと思っていました。

涌井会長 ・オリンピック及びパラリンピック開催に関しても、この議論が盛んになると思います。例えば、目に障害がある方々のために、触覚的な方法で点字のように読めるものもあるでしょうし、音である程度表現するというものもあると思います。そういったユニバーサルデザインとしての告知の仕方についても、併せて検討いただければと思います。

都市整備局長 ・仙台市におきましても、仙台城址の麓のあたりに青葉山公園という公園が広がっていて、そこに博物館があるのですが、そこで企画展が行われているときに、まさに涌井会長が仰った懸垂幕などがありまして、企画展を見に来た方たちにわざわざ企画展を宣伝する懸垂幕を見せるのは野暮ではないかと思ってもいる一方で、仙台市の庁舎にも、様々な幕がついておりまして、それをなんとかしないといけないということも常日頃から思っているところでございます。

- ・杉山委員が仰っていた、よいことをするときには、仙台市として何か助成なりサポートができないかということにつきましては、地域の方々などと意見交換をする過程でも出てくる話題と思ひまして、そのときには、それがこれからの仙台市の景観形成の先導役という位置づけにできる場合に、仰られたようなサポートも有りではないかと思ひてございます。
- ・これまでのような許可するしないの議論ではなく、皆さんとどのようにしてよいものを作っていくのかということについて、その時々で十分に検討していくことに努めていきたいと思ひます。

渡辺委員 ・民間だけに押しつけることのないよう、自治体が果たすべき役割として、規制や誘導、それに伴う財政的支援といったものが、条例の中できちんとわかるように示していくべきだと思ひます。

- ・懸垂看板について、青葉区役所でも垂れ下がっておりますが、5区ともありまして、それぞれの区役所がキャラクターを出していればよいと思ひう一方、仙台市としての統一感もある程度必要かと思ひます。また、区役所の庁舎の色も区によって異なり、形もバラバラで、それでもよいのですが、市役所の建物は仙台市を代表するものの一つですから、それらしいものも必要だろうと思ひます。これらの点は、今まで議論されていない部分ですので、これからどのようにしていくべきか議論する必要があると思ひます。

- ・今回の社会実験は泉中央のペDESTリアンデッキを対象としていますが、今後はどのような場所を対象とする予定なのか、また実験の成果をどういった地域に活かしていこうとしているのか、その辺りの現在の考えを聞かせてください。

都市景観課長 ・今のところ仙台市で特区の指定を受けているのが泉中央ですので、対象となるのは泉中央ということになると思います。

都市整備局長 ・補足となりますが、仙台には、駅前から西側に向かって続くT字型の商店街というものがございまして、そこでは泉中央とはまた違った形の国家戦略特区を起用して、様々なイベントが行えるよう取り組んでおります。このT字型商店街や定禅寺通、青葉通、宮城野通といった仙台市を代表するシンボリックな空間において、泉中央での成果を踏まえ、道路としての使い方に限らず、もっとワクワクするような使い方があるのではないかという視点から、景観と抱き合わせで今後取組みを広げていかななくてはならないと思っております。

- ・まずは泉中央を題材として、地域の方々と一緒に取り組ませていただくということですが、今後広げていくとすれば、一人一人というよりも、地域のまちづくりを考える協議会がございまして、その方々と一生懸命議論していくことをエリア毎に積み重ねていく必要があると思っております。

馬場委員 ・泉中央に関してですが、資料で写真を見せていただいて、これがこれまでの現状として非常にリアリティのある写真だと思うのですが、端的に誰が見ても、暗くて地味な空間になってしまっているわけです。この空間が、資料にある完成予想図ほどに、美しく明るくはならないだろうというのは感じます。

- ・社会実験はよいと思うのですが、少し心配なのが、具体の中身やスケジュールが見えないということです。
- ・仙台市のコンセプトによると思うのですが、例えばバスロータリーは、このままになるのですよね。であれば、バスを待つ人が利用することになると思うのですが、その方たちに見てほしい、読んでほしいという意図で広告を許可するのと、通過していく方が、派手で大胆なものを一瞬目にするのを第一に考えるというのでは、大分作り方が変わって来ると感じています。これから東北は寒くなってくるので、いったい何分滞在してくれるのかという気はするのですが、そこに今日のこのピクニック

クのチラシなどが置いてあって、内容を具体的に説明するデジタルサイネージのような画面があるなどすると、滞在するだろうとイメージされます。

- ・社会実験として、ターゲットをどこまで考えているのか、そして広告に関する収支として、仙台市がここでどの程度収益を上げたいと思っているのかによっても、許可する広告が変わってくると思いますが、今の考えを聞かせてください。

- 景観係長
- ・泉中央でのターゲットにつきましては、たしかにここはバスの待合所でもありますので、バスを待つ人が滞留する時間ということと、また奥の方には新たに商業施設や医療施設ができて、新たな人の流れが生まれるということもありますので、滞留する人と通過する人の両方を想定しているところでございます。
  - ・滞留を生む要素につきましては、国家戦略特区の指定を受けることで、道路占用許可の特例により、キッチンカーを入れたりテーブルを置くなどすることを事業者は計画しており、広告だけではない魅力を作って、様々な人が訪れて楽しめる場所を作りたいというのが地元の協議会の想いでございます。
  - ・このときに維持管理の部分を協議会にお願いしていく中で、収支を賄うためにイベントの収益だけでは難しいため、広告も活用していきたいというときに、特例許可などを使って認めていくことができるかどうかの議論となるのですが、そこで我々の思うところの広告のよい悪いと、実際に訪れた人たちが思うよい悪いのイメージの差ですとか、あるいはこの泉中央の空間に合ったイメージがどのようなものかということについて、社会実験をとおして、来街者や専門家、実際に掲出する事業者の方々などにご意見を伺って検討していきたいと考えております。

- 吉川委員
- ・社会実験は、仙台の景観を変えていく大きなチャンスになると思います。
  - ・定禅寺通のグリーンベルトで行われているイベントについても、長い時間をかけて徐々に磨かれ、今のおしゃれなスタイルになったのだと思います。テントや屋台などの施設も、デザインされていてとてもきれいに見えます。
  - ・広告物については広告主が掲出するものなので、そのデザイン自体にこちらがあれこれ言えないかもしれないのですが、その実験をしているのだということをぜひ表に出して、あの空間が衝撃的に素敵だと思えるようなものが実験の間一回でも見られると、市民も変化を実感して、そう

いったものを求めるようになると思います。

- ・社会実験の間に広告物を変えるには、特別に掲出料を無料にして、景観上優れたものを市民と一緒に選んで掲出するなど、思い切った取組みをしていくことが必要だと思います。

今野委員 ・ 広告とは言うものの、人を安全安心に誘導するためのものや、吉川さんが仰ったように、その場所に合ったものを掲出することでその地域自体のイメージを変えてしまうものもあり、これから条例改正に取り組まれるにあたって、そういったものを文章化して、一つの方向性を導き出さなければならぬということだと思いますが、ぜひ性善説に立って考えていただければと思います。

杉山委員 ・ 広告とは違うのですが、三越のある商店街（一番町四丁目商店街）で、ベンチが赤青黄緑の色で塗られているのを今日気が付いて、ショックを受けました。仙台の街中で使用されている色彩としては、これまでこういった形を見かけることはありませんでした。仙台は非常に洗練された街だと私は思っていましたから、これはなんだろうという感想です。あれは商店街の皆さんが話し合っただけで決めたことだと思うのですが、正直言って、仙台のイメージに合わないという印象です。泉中央にしましても、仙台城址がある公園にしましても、これまで仙台の方々が考えてきたイメージに相応しい色彩というものについて、是非いつも検討していただきたいと思います。

- ・ 泉中央での社会実験にしましても、使う色については、イメージに合うことをいつも検討の基準としていただきたいものです。
- ・ 吉川委員が仰ったように、例えば、連続してある程度の広告量が迫力を持って視界に入ってくないと、以前と比べ変わったのか分からないということもあると思うので、何らかの形での連続性といった、デザインの工夫が必要だと思います。

涌井会長 ・ 「景観とは地域の市民が共有できる視覚的な公共的福祉である」という定義があることについて、今ここにもう一つ加わることで、「都市のブランディングに資することが非常に重要である」ということがあります。景観というものがその都市の品格や風格を表現するものであるということも前提を考えていくと、仙台市が担っていかなければいけない景観とは、まさにその点に帰するのではないかと思います。

- ・ そうしたときに、課題解決型の景観行政ではなくて、将来的なビジョン

と志の延長線上に、こういった景観施策をとるべきなのかということをご検討いただきたいということを述べて、取りまとめとさせていただきます。

- 渡辺委員
- ・安全安心に関わる件ですが、非常に大事なことでございまして、今回の国の条例ガイドラインの改正に伴って3点盛り込むことになっており、これはそのとおりやっけていただくことでよろしいのですが、仙台市は一步踏み込んで、「許可の要否に関わらず安全対策の必要性を周知する」云々とありまして、ここがポイントだと思っております。
  - ・先ほどご報告の中にあつたように、業界団体、国、県そして仙台市が、協働して街の安全点検に取り組みました。やはり目利きが見れば問題は見えてきて、それも少々ではなく結構な数がありました。このように仙台市は一步踏み込むことにしていますが、それと同時に仙台市の義務として、ある程度予算化をして、仙台市自身が安全点検を主導していくことも条例の中に入れていただきたいと思います。この点について、考えをお聞かせいただければと思います。

- 都市整備局長
- ・来年度の予算要求については、屋外広告物の安全確保ということで、これまでは業界の方々と、地上レベルからの目視を中心とした点検に取り組んできましたが、来年度に向けては、目視での点検に加えて、高所作業車を用いて実際に広告物と同じレベルで点検してみるといったことも含めて、予算確保に向けて取り組んでいます。
  - ・泉中央であれば泉中央らしさを、トータルでは仙台市らしさをというお話について、一番町のベンチの原色に近い色につきましては、本日私のところにも市民の方からのご意見が届いておりまして、仙台に相応しくない色なので改善を望む趣旨のご意見でございました。このことにつきましては、様々なご意見があろうかと思うのですが、いずれ、泉中央などの件も含め、仙台という地域の価値を高める、仙台らしさをもっと出していこうとするときに、大きな部分として景観というものがあるのだという基本認識に立ちまして、仙台が少しずつ良い方向に変わっているという評価をいただけるように、景観行政として今後取り組んで参りたいと思っております。

- 涌井会長
- ・例えばパリでは、ジェーシードゥコーという会社が見事に広告と公共施設を一体化させており、そのことがパリの魅力、ブランド力を高め、商

業に非常に活力を与えているという実例があります。

- ・こうした事例を研究しながら、規制をどう緩和するのかわけではなく、明確なコンセプトと哲学をもって取り組んでいっていただきたいと思えます。

渡辺委員 ・事務局からの説明の中に、商工会議所などを通じて協力をお願いしていきたいという話がありましたが、その際はぜひ、地元の商店街の方々にもお声掛けをして、条例の趣旨をご理解いただき、ご協力いただけるようお願いしていただければと思います。

### 3. 閉会